

1 住所・氏名・生年月日・電話番号などを記入してください

- ・住所上段には**令和7年1月1日現在**の住所を記入してください。
- ・**電話番号**を必ず記入してください。申告内容について、確認場合があります。
- ・**個人番号（マイナンバー）**には**個人番号カード（裏面）**又は**通知カード**等から転記してください。



2 収入がなかった方

- ・申告書ウラ面の「**㊟生活状況確認欄**」に記入してください。
- ・遺族年金、障害年金を受け取っている方で、**寡婦控除**又は**ひとり親控除**、**障害者控除**に該当される方は、申告書オモテ面「所得控除」の「本人該当」欄へ忘れずに記入してください。

3 収入があった方

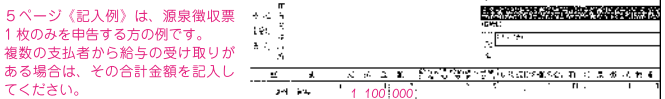
(1) 給与と収入があった方

※各収入の詳しい説明は、同封の「令和7年度 特別区民税・都民税・森林環境税の概要」をご参照ください。

○源泉徴収票をお持ちの方

書き方 「収入・所得金額等」の「給与**㊸**」欄に源泉徴収票の支払金額を転記してください。

必要書類 給与所得の源泉徴収票



○源泉徴収票をお持ちでない方

- ・申告書ウラ面にも記入欄があります。3ページ「**㊟給与と収入**」を参考に記入してください（2ページ申告書「ウラ面」に記入例があります。）。

(2) 年金収入があった方

○厚生年金、国民年金、恩給等に該当する年金収入があった方

書き方 「収入・所得金額等」の「公的年金等**㊹**」欄に源泉徴収票の支払金額を転記してください。

必要書類 公的年金等の源泉徴収票

令和6年度 公的年金等の源泉徴収票	令和6年度 公的年金等の源泉徴収票	令和6年度 公的年金等の源泉徴収票
支払金額	2,100,000	
支払金額	2,100,000	
支払金額	2,100,000	
支払金額	2,100,000	
支払金額	2,100,000	

○非課税年金（障害年金、遺族年金等）に該当する年金収入があった方

- ・申告書オモテ面には記入せず、申告書ウラ面の「**㊟生活状況確認欄**」に記入してください。
- ・遺族年金、障害年金を受け取っている方で、寡婦控除又はひとり親控除、障害者控除に該当される方は、申告書オモテ面本人該当の各控除欄へ忘れずに記入してください。

(3) 給与・年金以外の収入があった方

○営業・不動産等の収入があった方

書き方 申告書ウラ面の「**㊰所得計算欄（営業・不動産等）**」を記入し、算出された収入・所得金額を申告書オモテ面の「収入・所得金額等」の各項目に転記してください。

○配当所得があった方

- ・所得税の源泉徴収額が配当所得の20.42%である場合
→住民税の申告が必要です。「収入・所得金額等」の「配当」欄に記入してください。
- ・所得税の源泉徴収額が配当所得の15.315%である場合
→令和6年度以降の住民税においては、所得税で選択した課税方式と一致することとなりますので、申告する場合は、所得税の確定申告書を税務署に提出してください。

必要書類 支払通知書等

○総合課税・一時所得があった方

書き方 申告書ウラ面の「**㊱総合課税・一時所得の所得金額に関する事項**」を記入し、算出された収入・所得金額を申告書オモテ面の「収入・所得金額等」の「総合課税・一時」欄に転記してください。

必要書類 総合課税・一時所得の内容が分かる書類

申告書[オモテ面]の記入方法（「ウラ面」の記入方法は1～3ページ）

《記入例》

荒川区長殿

令和7年1月1日現在 提出 年月日

氏名 荒川 太郎

住所 東京都荒川区西日暮里2-2-3

お問い合わせ番号

フリガナ アラカワ タロウ

氏名 荒川 太郎

個人番号 123456789012

生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和

職業 会社員

収入金額等

給与	1,100,000	必要経費等		所得金額	970,000
公的年金等	2,100,000				
その他	1,200,000				
営業等					
不動産					
配当					
総合課税・一時					

源泉徴収票記載の各控除

医療費	180,000	必要経費等	28,000	所得金額	152,000
社会保険料	325,487				
生命保険料	50,000				
地震保険料	70,000				
本人該当					

所得金額調整控除に関する事項

氏名	荒川 ハル	個人番号	234567890123	所得金額	152,000
生年月日	35 6 7				
配偶者	荒川 アキ	個人番号	345678901234	所得金額	152,000
生年月日	60 6 2				
扶養親族	荒川 フユキ	個人番号	456789012345	所得金額	152,000
生年月日	5 1 4				

4 所得金額調整控除

対象者 給与収入850万円超であり、下記のいずれかの項目にあてはまる方

- ・本人が特別障害者に該当する方
- ・23歳未満の扶養親族がいる方
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる方

書き方 上記の「対象者」に該当する方の氏名、生年月日、個人番号、続柄を記入してください。別居の場合、「別居」に○をつけ、申告書ウラ面の「**㊱別居者住所**」に記入してください。特別障害者に該当する手帳又は認定書をお持ちの方は、該当の種別に○を入れてください。

5 所得から差し引かれる金額（所得控除）を記入してください

※各控除の詳しい説明は、同封の「令和7年度 特別区民税・都民税・森林環境税の概要」をご参照ください。

(1) 医療費控除

平成30年度の申告から医療費控除は領収書に代えて、明細書を作成し添付することが義務化されています。医療費控除の明細書は同封の様式をご利用いただけるほか、ご自身で作成した用紙での申告も可能です。また、医療費控除の明細書は区役所税務課及び各民事務所（2/3～3/17）の窓口で配布しているほか、荒川区ホームページからダウンロードが可能です。

書き方 「所得控除」の医療費欄に記入してください。

医療費控除又はセルフメディケーション税制のどちらかを選択してください。セルフメディケーション税制を選択される方は**㊲**を記入してください。

提出書類

- ・医療費控除
→医療費控除の明細書（保険者から送付される通知で代用できる場合があります。）
 - ・セルフメディケーション税制
→セルフメディケーション税制の明細書（必要な方はお送りしますので、お問い合わせください。なお、荒川区ホームページからもダウンロードできます。）
- ※医療費控除又はセルフメディケーション税制の選択を修正申告等で変更することはできません。
※領収書は法定納期（令和7年6月30日）から5年間ご自宅等で保管してください。

(2) 社会保険料控除（小規模企業共済等掛金）・生命保険料控除・地震保険料控除

○源泉徴収票記載の各控除

書き方 各控除額を申告書オモテ面の「所得控除」の「源泉徴収票に記載の控除額」欄に転記してください。

控除額が記載された源泉徴収票（提示でも可）

提出書類

○源泉徴収票に記載のない各控除

書き方 各支払額を「所得控除」の各欄に記入してください。

提出書類

国民年金保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料の控除証明書原本（提示でも可）

(3) 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除

○寡婦控除

書き方 「所得控除」の「本人該当」のうち、「寡婦」欄中の該当する事由に**㊳**を記入してください。

○ひとり親控除

書き方 婚姻届の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子供がいる単身の方は「所得控除」の「本人該当」のうち、「ひとり親」欄に**㊳**を記入してください。

○勤労学生控除

書き方 「所得控除」の「本人該当」のうち、「勤労学生」欄に学校名を記入してください。

提出書類

(ア) 学生証や在学証明書等、令和6年12月31日現在で学生であったことが分かる証明書（提示でも可）

(イ) 専修学校、各種学校又はいわゆる職業訓練学校の生徒の場合は、(ア)と併せて、学校が一定の要件に該当することを証する証明書の写し（提示でも可）
※年末調整の際に控除の適用を受けた方は提出する必要はありません。

○障害者控除

書き方 障害者手帳をお持ちの方は該当の手帳欄目に**㊴**を記入し、等級又は度数を記入してください。障害者控除対象者認定書をお持ちの方は「認定書」に**㊴**を記入し、一般・特別のどちらかに○をつけてください。

※本人、被扶養者とも障害者控除の記入方法は同一です。

(4) 配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除等

書き方 「所得控除」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」「扶養親族」又は「年少扶養親族」欄に対象となる方の氏名、生年月日、続柄、個人番号を記入してください。別居の場合は、「別居」に○をつけ、申告書ウラ面の「**㊱別居者住所**」に記入してください。なお、配偶者特別控除に該当する場合は、「配偶者の収入等」欄に給与の収入金額・公的年金等の収入金額・それ以外の所得金額も併せて記入してください。また、同一生計配偶者がいる方で申告者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」欄に**㊵**を入れてください。

提出書類

国外に居住する親族を扶養申告する場合で、源泉徴収票に扶養の記載がない方は、以下の書類を提出してください。
①親族と確認できる証明書（日本語訳をつけてください。）（提示でも可）
②金融機関が発行した外国送金証明書又はあなたがクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書（提示でも可）
※30歳以上70歳未満の国外に居住する親族の方を、扶養親族として申告する場合は、要件や提出書類が異なります。詳しくは荒川区ホームページを参照してください。
荒川区トップページ（生活便利ナビ）(https://www.city.arakawa.tokyo.jp/) →税金
→特別区民税・都民税（住民税）→国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける方へ